

第一〇一回

参第九回

都市緑化促進法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条 - 第三条）
- 第二章 緑化促進地域（第四条 - 第八条）
- 第三章 樹林地の保護（第九条）
- 第四章 都市緑化用樹木（第十条 - 第二十条）
- 第五章 罰則（第二十一条 - 第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、都市の緑化の促進に関する方針の策定に関する事項その他都市の緑化を促進するために必要な事項を定めることにより、総合的、効率的かつ効果的な都市の緑化の促進を図り、もつて都市における健康で文化的な生活環境の形成に寄与することを目的とする。

（責務）

第二条 国及び地方公共団体は、都市の緑化が良好な都市環境の形成に欠くことのできないものであることにかんがみ、その適切な遂行に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体の都市の緑化の促進に関する施策が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、指導し、助言し、その他必要な措置を講じなければならない。

3 地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、都市の緑化の必要性について住民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

4 事業者は、その事業活動の実施に当たつて、都市の緑化が適切に促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が実施する都市の緑化の促進に関する施策に協力しなければならない。

5 都市の住民は、都市の緑化が適切に促進されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する都市の緑化の促進に関する施策に協力しなければならない。

（都市の緑化の促進に関する方針）

第三条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針においては、次の事項を明らかにした都市の緑化の促進に関する方針を定めなければならない。

- 一 緑化の促進に関する基本構想
- 二 緑地の保全及び整備の目標
- 三 緑地の配置計画
- 四 第二号の目標及び前号の計画を達成するために必要な施策の概要

五 その他緑化の促進に関する重要事項

第二章 緑化促進地域

(緑化促進地域の指定)

第四条 都道府県知事は、前条の方針に基づいて都市の緑化の促進を図るため、特に当該地域の環境を早急に緑化する必要があると認められる地域を緑化促進地域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

(緑化促進計画)

第五条 緑化促進地域の指定があつたときは、当該緑化促進地域に係る市町村は、その区域内にある緑化促進地域について緑化の促進に関する計画（以下「緑化促進計画」という。）を定めなければならない。

2 緑化促進計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 都市計画法第十一条第一項第二号に規定する施設（国、地方公共団体又は政令で定める者が設置するものに限る。）の緑化及び整備に関する事項

二 都市計画法第十一条第一項に規定する施設（国、地方公共団体又は政令で定める者が設置するものに限るものとし、前号に掲げる施設を除く。）の緑化に関する事項

三 民有地（前二号に掲げる施設の用に供する土地以外の土地で、私人の用に供されているものをいう。）の緑化に必要な助成に関する事項

四 前号の民有地の緑化と一体として緑化することが適当であると認められる建築物の屋上、バルコニー等の緑化に必要な助成に関する事項

五 その他緑化の促進に関し必要な事項

3 市町村は、緑化促進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議するとともに、前項第一号及び第二号に係る部分については、当該施設の管理者又は当該施設を管理することとなる者の意見を聴かなければならない。

(事業の実施)

第六条 緑化促進計画に基づく事業は、前条第二項第一号及び第二号に係るものについては当該施設の管理者又は当該施設を管理することとなる者、その他のものについては市町村が実施するものとする。

(財政上の措置等)

第七条 国は、緑化促進地域内における緑化の促進に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第八条 地方公共団体が緑化促進計画に基づく事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第三章 樹林地の保護

(条例による樹林地の保護)

第九条 地方公共団体は、良好な都市環境の形成に相当程度寄与していると認められる樹林地について、条例で定めるところにより、必要な保護のための措置をとることができる。

第四章 都市緑化用樹木

(都市緑化の技術的指針)

第十条 建設大臣は、都市の緑化が効率的かつ効果的に行われるよう、地域特性に応じた樹種の導入、樹木の維持管理のあり方等緑化の技術的な指針の整備に努めるものとする。

(都市緑化用樹木の規格)

第十一条 建設大臣は、主として都市における公共施設の緑化に用いられる樹木（以下「都市緑化用樹木」という。）で優良なものの安定的供給を確保するため、樹木の種類（以下「樹種」という。）を指定して、これについての規格（寸法及び品質についての基準をいう。）を定めることができる。

2 建設大臣は、前項の規格を設定し、変更し、又は廃止したときは、これを公示しなければならない。

(都市緑化用樹木指定生産業者の指定)

第十二条 建設大臣は、申請により、前条第一項の指定を受けた樹種の樹木の生産を業とする者のうち建設省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するものを、当該樹種に係る都市緑化用樹木指定生産業者として指定することができる。

2 建設大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(優良都市緑化用樹木の表示)

第十三条 前条第一項の指定を受けた者（以下「指定生産業者」という。）は、その生産する同項の指定に係る樹種の樹木で第十一条第一項の規格に該当するものについて、建設省令で定めるところにより、「優良都市緑化用樹木」である旨の表示をすることができる。

2 何人も、前項の場合を除くほか、樹木に同項の表示をしてはならず、又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(都市緑化用樹木指定生産業者の指定の取消し等)

第十四条 建設大臣は、指定生産業者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて前条第一項の表示をすることの停止を命ずることができる。

- 一 第十二条第一項の建設省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有しなくなつたとき。
- 二 不正な手段により指定を受けたとき。
- 三 この章の規定又はこの章の規定に基づく処分に違反したとき。

2 建設大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該指定生産業者に対し、あらかじめ、期日、場所及び当該処分の原因たる事由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提出して意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分をした場合について準用する。
(都市緑化用樹木指定生産業者という名称の使用の禁止)

第十五条 指定生産業者でない者は、都市緑化用樹木指定生産業者又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

2 指定生産業者は、第十二条第一項の指定に係る樹種以外の樹種の樹木について、都市緑化用樹木指定生産業者又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。
(報告及び立入検査)

第十六条 建設大臣は、必要があると認めるときは、指定生産業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、指定生産業者の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(優良都市緑化用樹木の使用)

第十七条 国及び地方公共団体は、都市の緑化に関する事業を実施するに当たっては、第十一条第一項の規格に該当する樹木を使用するよう努めなければならない。
(助言等)

第十八条 国及び地方公共団体は、優良な都市緑化用樹木の安定的供給を確保するため、都市緑化用樹木を生産している者又は優良な都市緑化用樹木の開発を進めている者に対し、必要な助言、指導、助成その他の援助を行うよう努めるものとする。
(都市緑化用樹木の安定的供給の確保)

第十九条 国及び地方公共団体は、優良な都市緑化用樹木の安定的供給を確保するため、都市緑化の現況を把握し、都市緑化用樹木の需給の動向を定期的に調査するとともに、都市緑化用樹木の需給に関する情報の提供並びに新たな都市緑化用樹木の開発及び普及に努めるものとする。
(省令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、第十一条第一項の規格の設定の手續、第十二条第一項の申請の手續その他この章の規定を実施するために必要な事項は、建設省令で定める。

第五章 罰則

第二十一条 第十三条第二項又は第十五条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十五條第二項の規定に違反した者又は第十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 この法律施行の際現に優良都市緑化用樹木又はこれと紛らわしい表示を用いている者については、この法律施行後二箇月間を限り第十三條第二項の規定を適用しない。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)」を「、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)及び都市緑化促進法(昭和五十九年法律第 号)」に改める。

理 由

都市における緑化の現状にかんがみ、都市の緑化の促進に関する方針を定めるとともに、早急に緑化を促進すべき地域についての緑化促進計画の策定その他都市の緑化を総合的、効率的かつ効果的に促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。